

### 台風襲来に伴う休校等の措置

- 1 午前6時(6時を含む)、気象庁のHPにおいて、大阪府下に「暴風警報」が発令されている場合は休校とします。  
(注意報の場合は登校となります)
- 2 堺市に「特別警報」(気象庁のHP)や「避難指示(警戒レベル4)」(堺市のHP)が出ている場合は休校となります。
- 3 午前6時(6時を含む)現在、居住する地域(地区まで合致)に「特別警報」(気象庁のHP)や「避難指示」(居住自治体のHP)が発令されている場合、その生徒のみ臨時休校となります(公欠扱い)。また、通学途中などの安全確保が十分にできない生徒についても、同様の扱いとします。
- 4 他府県に居住する生徒は、その居住府県下に午前6時(6時を含む)現在、暴風警報(気象庁のHP)が発令されている場合は、臨時休校とします(公欠扱い)。
- 5 午前6時までに暴風警報が解除になった場合は、平常通り授業を実施します。

※ 上記の対応を基本としますが、安全上配慮が必要な場合などで一斉休校が必要な場合については、「さくら連絡網」等でお知らせします。